

令和4年度補正予算(案)の概要

(令和4年9月定例会追加提出)

1 総括

(単位:千円)

	補正前の額	補正額	補正後の額
一般会計	38,368,170	664,070	39,032,240
特別会計	30,590,812	-	30,590,812
公営企業会計	11,751,100	-	11,751,100
特別会計	18,839,712	-	18,839,712
総額	68,958,982	664,070	69,623,052

2 補正予算の主な内容

(1) 一般会計(第5号)

(単位:千円)

補正前の額	補正額	補正後の額
38,368,170	664,070	39,032,240

① 歳入

(単位:千円)

款名	項目	補正額	備考
国庫支出金	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	9,370	[民生費]新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業費
	子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金	654,700	[民生費]臨時特別給付金給付事業費
計		664,070	

② 歳出

(単位:千円)

款名	事務・事業名	補正額	備考	主な事務事業調
民生費	拡大: 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業費	9,370	総合支援資金の更なる貸付を利用できない等の生活困窮世帯へ自立支援金を支給(申請期間延長に伴う増額)	P1
	拡大: 臨時特別給付金給付事業費	654,700	国の「物価・賃金・生活総合対策本部」の方針に基づき、電力・ガス・食料品等の価格高騰の影響が特に大きい住民税非課税世帯等へ1世帯当たり5万円の給付金を支給	P2
計		664,070		

令和4年度 主な事務事業調

No. 1

事業名	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業費				
費目	款	民生費	項	社会福祉費	目 社会福祉総務費
事業費	9,370 千円			予 算 書	11 頁
				事業区分	新規・ 拡大 ・継続

事業の目的	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮する世帯に対しては、社会福祉協議会において緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付等の支援が行われているが、これらの貸付を受けてもなお支援を必要とし、一定の要件に該当する世帯に対しては、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給している。</p> <p>今般、政府において、当該自立支援金及び再支給の申請期限が令和4年12月28日まで延長されたため、必要な支援策を早急に講じられるよう対応するもの。</p>			
	事業の内容	<p>【対象】 総合支援資金の特例貸付(以下、貸付)を終了した世帯、貸付について不承認とされた世帯であって、以下の㉠～㉣の要件をすべて満たす世帯の主とした生計維持者(生活保護受給中を除く)</p> <p>㉠収入要件(収入月額が下記の①、②の合計額以下であること) ①市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12 ②生活保護の住宅扶助基準額</p> <p>㉡資産要件 預貯金が上記㉠の収入要件①の6倍以下(ただし、100万円以下)</p> <p>㉢求職活動等要件 ※以下のいずれかの要件を満たすこと ・公共職業安定所に求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと ・生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない状態にあること</p> <p>【支給額】 単身者:6万円/月 2人者:8万円/月 3人以上者:10万円/月</p> <p>【支給期間】 貸付終了月の翌月以降から3か月(申請受付は令和4年12月28日まで)。3か月の支給を受けて、なお支援を必要とする世帯へ再支給を1回限り支給できる(申請受付は令和4年12月28日まで)</p>		
財源内訳		区分	金額(千円)	歳入名称(補助率等)
	国支出金	9,370	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(10/10)	9
	府支出金	-		
	地方債	-		
	その他	-		
一般財源	-			
担当課	生活支援相談 課	課長名	日紫喜 俊暁	内線番号 1178

事業名	臨時特別給付金給付事業費 (うち電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金分)					
費目	款	民生費	項	社会福祉費	目	社会福祉総務費
事業費	654,700 千円			予 算 書	11 頁	
				事業区分	新規・ 拡大 ・継続	

事業の目的	<p>国の「物価・賃金・生活総合対策本部(令和4年9月9日開催)」において、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対し、1世帯当たり5万円をプッシュ型で支給する方針が示されたことに伴い、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」を支給するもの。</p>
事業の内容	<p>【対象世帯】 (1) 基準日(令和4年9月30日)において、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯 (2) (1)のほか、予期せず令和4年1月から12月までの家計が急変し、(1)の世帯と同様の事情にあると認められる世帯(家計急変世帯)</p> <p>◆想定世帯数 対象世帯(1)…12,500世帯 対象世帯(2)…200世帯</p> <p>【給付の流れ】 ◆対象世帯(1)の場合(対象世帯に「プッシュ型」で確認書を送付)</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph LR A[市] -- "①課税情報を元に対象世帯を抽出し「確認書」を送付" --> B[非課税世帯] B -- "②確認書を返送" --> A A -- "③対象世帯が指定する銀行口座へ振込" --> B </pre> </div> <p>◆対象世帯(2)の場合⇒市の窓口へ申請後に対象世帯の口座へ給付</p>
内容	<p>【給付時期】 10月下旬(予定)から令和5年1月までの間に、確認・申請手続きが完了したのから随時</p>

区分	金額(千円)	歳入名称(補助率等)	予算書
国支出金	654,700	子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金(10/10)	9
府支出金	-		
地方債	-		
その他	-		
一般財源	-		

担当課	福祉企画課	課長名	松本 諭一	内線番号	2290
-----	-------	-----	-------	------	------